


【AIRC Mail Magazine】

第463号(2021年5月14日発行)

***** (一財)旭川産業創造プラザ)

■Contents:

◇関係機関からのお知らせ◇

1. 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)公募開始
2. 令和元年度補正・令和二年度補正
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始
3. 「旭川市テレワーク導入奨励金」の登録募集のご案内

◇関係機関からのお知らせ◇

1. 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)公募開始

2次募集が開始になりました。

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

※電子申請にあたっては、GビズIDの取得が必要です。

全国商工会連合会では、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少にかかる前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援する、小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)の公募を開始しました。

■募集内容

【対象者】

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人

【補助率】

補助対象経費の3/4以内

※低感染リスク型ビジネス枠では、2021年1月8日以降に発生し発注・契約・納品・支払い・使用が行われた経費について遡及適用が可能です。

【補助上限額】

100万円

■公募スケジュール

通年で公募を受け付けており、各回で審査・採択を行います。

■受付締切(各回当日17:00まで)

【第1回】2021年5月12日(水)終了

【第2回】2021年7月7日(水)

【第3回】2021年9月8日(水)

【第4回】2021年11月10日(水)

【第5回】2022年1月12日(水)

【第6回】2022年3月9日(水)

■公募要領・申請要件

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

■申請方法

申請書類の提出は、「jGrants」（電子申請システム）上で受け付けます。
※電子申請にあたっては、GビズIDの取得が必要です。取得の手続きには、
必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」
へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、
余裕をもって準備願います。

jGrants（Jグランツ）<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

gBizID（GビズID）<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

2. 令和元年度補正・令和二年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始

■公募要領

〔一般型（新特別枠含む）・グローバル展開型〕

（7次締切分）

【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援します。

■補助上限

〔一般型〕 1,000万円

〔グローバル展開型〕 3,000万円

■補助率

〔通常枠〕 中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

〔低感染リスク型ビジネス枠〕 2/3

■補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 +3%以上/年
- ・給与支給総額 +1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

※ 新型コロナウイルスの感染拡大が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします。

■【公募期間】

7次締切分：2021年5月13日（木）17:00～8月17日（火）17:00

採択発表は、9月末を予定しています。

詳しくは下記URLご参照ください

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

※令和3年5月13日（木）から公募開始予定の「7次締切」より、
加点項目の要件について、以下の通り変更を予定していますので、
事前にお知らせいたします。

成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」
災害等加点：「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」
いずれも「7次締切」より「申請中」の場合は加点対象となりませんので、
7次締切に応募をご検討中の方において、本項目による加点を希望される場合
は、
早めに承認・認定取得の準備をお願いいたします。

■【お問合せ先】

＜ものづくり補助金事務局サポートセンター＞
受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）
電話番号：050-8880-4053
メールアドレス：公募要領に関するお問合わせ
monohojo@pasona.co.jp
電子申請システムの操作に関するお問合わせ
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

3. 「旭川市テレワーク導入奨励金」の登録募集のご案内

■新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに
切り替え、人の密集等のいわゆる「3密」を避けることにより、通勤中の感染や
職場における集団感染を防止する効果が見込めます。
このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規定等の新たな制定と市内
在住の従業員によるテレワークの実施に関する奨励金の交付希望者の登録を
募集します。

■本奨励金の概要

交付対象者
奨励金の交付の対象となる者は、性風俗関連営業、接待を行う飲食店等営業
又はこれら営業の一部を受託する営業を行う者及び暴力団関係事業を行う者
を除き、以下の全ての要件を満たす者とする。

旭川市内に事業所（事務所、店舗及び工場等）を有する法人（公務又はそれに
準ずる法人〔独立行政法人又は国立大学法人等〕は除く）又は個人事業主で
あること。
所属する従業員数が300名以下の旭川市内に所在する事業所において、対象と
なるテレワークを実施すること。
労働組合法に規定する労働組合又は労働者代表との間で合意の上で、テレワーク
の実施に関する制度について規定した就業規則、労使協定、雇用契約書又は
テレワーク実施規程等（テレワーク関連労務規程等）を制定すること。

■交付額

一律20万円【上限：15社】

■応募開始日時

令和3年5月17日（月曜日）13時00分

■お問い合わせ先

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html>
旭川市経済部経済総務課
〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
電話番号：0166-25-7152

※これまでいただきましたお名刺や、セミナーへの出席申し込みなどにより

いただきましたE-Mailアドレスをもとにお送りしています。

#. メールマガジン配信先変更・購読中止について

●お届けするE-Mailアドレスの変更や購読解除は次のところから行ってください。

<https://www.arc-net.or.jp/arc-net/mailmagazine/formoff.html>

★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*

一般財団法人 旭川産業創造プラザ

〒078-8801 北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号

旭川リサーチパーク内

Tel:0166-68-2820 Fax:0166-68-2828

H P:<https://www.arc-net.or.jp/>

E-mail:arc-net@arc-net.or.jp

★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*☆*★*